



消費者庁のイラストを加工

通っていたサロンが
倒産してしまった

無料体験だけのつもりが高額
な契約をしてしまった



通い放題コースを
途中で解約したら、「返金はない」
と言われた

脱毛エステのトラブルにご注意!!



ここが重要ベニ!!

- 「お試し施術」「月額〇〇〇円」など、気軽さや安さで誘う
広告に注意しましょう。「割引は今日だけ」などと契約をせ
かされても、金額やコース内容に不安がある場合は、きっ
ぱりと断りましょう。
- 予約が取りにくかったり、事業者が倒産する場合があります。心配
な場合は、都度払いができるコースやエステ店を検討しましょう。
- 契約にあたっては、施術内容や契約条件について契約書面で確認し、
理解できるまでしっかり説明を受けましょう。クーリング・オフや
中途解約ができる場合があります。返金の条件もよく確認しておき
ましょう。
- 分割払い(個別クレジット)の場合は、手数料を含めた金額や分割払
いの期間とご自身の支払い可能額を確認し、慎重に判断しましょう。
- 少しでも不安に思ったら早めにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火~日(月・祝休館)午前9時~午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン^い188^やもご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

